

高知県造林事業実施基準の一部改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
高知県造林事業実施基準	高知県造林事業実施基準
本文〔省略〕	本文〔省略〕
(附則) <u>この実施基準は、令和8年7月22日から施行する。ただし、国の令和7年度事業については、従前の例によるものとする。</u>	(附則) <u>〔新設〕</u>
(別紙) (1) 人工造林・樹下植栽等 実施基準	(別紙) (1) 人工造林・樹下植栽等 実施基準
1 〔省略〕	1 〔省略〕
2	2
① 地拵え 「地拵え有り」、「地拵え無し」及び「機械地拵え（グラップル）」の3区分とする。 全木集材を行った皆伐跡地や複層林施業などで、植栽地点を中心に60cm四方の地被表物の除去を行った程度の整理に関しては地拵え無しを適用する。また、特定機能回復事業の林相転換特別対策（ <u>花粉発生源対策タイプ</u> ）で行う人工造林に伴い実施する地拵えに関しては、機械地拵え（グラップル）を適用するものとする。	① 地拵え 「地拵え有り」、「地拵え無し」及び「機械地拵え（グラップル）」の3区分とする。 全木集材を行った皆伐跡地や複層林施業などで、植栽地点を中心に60cm四方の地被表物の除去を行った程度の整理に関しては地拵え無しを適用する。また、特定機能回復事業の林相転換特別対策（ <u>特定スギ人工林</u> ）で行う人工造林に伴い実施する地拵えに関しては、機械地拵え（グラップル）を適用するものとする。
② 植栽本数 <u>補助金の適用区分は</u> 下記のとおりとする。ただし、スギ又はヒノキの <u>場合</u> 、1ha当たり <u>2,500本</u> 以下の本数による植栽の <u>適用単価</u> によるものとする。ただし、保安林の指定施業要件において、植栽本数の指定がある場合はこの限りではない。また、コンテナ苗を使用する場合、原則、1ha当たり2,000本以下の植栽によるものとする。	② 植栽本数 下記のとおりとする。ただし、スギ又はヒノキの <u>植栽に含むことのできる経費は</u> 、1ha当たり <u>2,750本</u> 以下の本数による植栽によるものとする。ただし、保安林の指定施業要件において、植栽本数の指定がある場合はこの限りではない。また、コンテナ苗を使用する場合、原則、1ha当たり2,000本以下の植栽によるものとする。
ア～ク 〔省略〕 (注) スギ又はヒノキを植栽する場合、 <u>キ及びク</u> は保安林等において1ha当たり <u>2,501本以上</u> 指定施業要件がある場合に限り適用できる。	ア～ク 〔省略〕 (注) スギ又はヒノキを植栽する場合、クは保安林等において1ha当たり <u>2,751本以上</u> の指定施業要件がある場合に限り適用できる。
(3) 下刈実施基準	(3) 下刈実施基準
1 ①・② 〔省略〕 <u>③ その他</u> <u>天然更新による森林の育成を目的として行う雑草木（侵入竹を含む。）の除去については、</u>	1 ①・② 〔省略〕 <u>〔新設〕</u>

改 正 後	現 行
<u>更新を目的とした伐採を実施する年度の初日から起算して1年前から実施できることとする。</u> 2～3 [省略] (6) 除伐・保育間伐・間伐実施基準 1 [省略] 2 ア～エ [省略] オ 間伐 造林木等（目標樹種）の健全な成長の障害となる不良木の伐採を主体として不用木及び不良木を、立木本数のおおむね30%以上伐採するとともに、施業地外へ搬出集積する施業で搬出材積に応じて下記のとおり区分する。<u>ただし、施行地の面積（除地等により施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）1ha当たりの伐採木の搬出材積が10m³に満たない間伐については、保育間伐の単価を適用する。</u> <u>〔削除〕</u> (ア) 間伐1 [省略] (イ) 間伐2 [省略] (ウ) 間伐3 [省略] (エ) 間伐4 [省略] (オ) 間伐5 [省略] (カ) 間伐6 [省略] (キ) 間伐7 搬出材積が1ha当たり<u>70m³以上</u>であるもの。 <u>〔削除〕</u> 3 事業の実施方法	2～3 [省略] (6) 除伐・保育間伐・間伐実施基準 1 [省略] 2 ア～エ [省略] オ 間伐 造林木等（目標樹種）の健全な成長の障害となる不良木の伐採を主体として不用木及び不良木を、立木本数のおおむね30%以上伐採するとともに、施業地外へ搬出集積する施業で搬出材積に応じて下記のとおり区分する。 <u>(ア) 間伐1</u> <u>搬出材積が1ha当たり10m³未満であるもの。ただし、下記（イ）から（ケ）のいずれかの区分による間伐と一体的に行う場合で、施業地全体での搬出材積の合計が1ha当たり10m³を超える場合に限り適用できるものとする。</u> (イ) 間伐2 [省略] (ウ) 間伐3 [省略] (エ) 間伐4 [省略] (オ) 間伐5 [省略] (カ) 間伐6 [省略] (キ) 間伐7 [省略] (ク) 間伐8 搬出材積が1ha当たり70m³以上<u>80m³未満</u>であるもの。 <u>(ケ) 間伐9</u> <u>搬出材積が1ha当たり80m³以上であるもの。</u>

改 正 後	現 行
①～⑤ 〔省略〕 <u>⑥ 保育間伐における伐採木は、過半程度の枝払い及び玉切りを実施のうえ、伐採木の整理（片付け）を行い、大雨等により施行地の下方へ流出することがないように適切に処理すること。</u> 4 ア～エ 〔省略〕 オ 間伐1から<u>7</u>及び間伐（20％）1から2は、11年生から60年生までの林分又は森林経営計画等に基づいて行うものであって市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分において行う施業とする。 ただし、民有林収穫表における残存本数（3等地）を、おおむね5割上回る森林（別添1）についてはこの限りではない。 （7）更新伐実施基準 1 事業内容 （1）更新伐で行う人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（面的複層林施業の一環として行うものを除く。）をいう。）では、主林木の伐採本数の割合は当該主林木のおおむね50％以下と<u>する。ただし、特定機能回復事業（花粉発生源対策タイプ）により実施する場合は、</u>残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができるものとする。 ただし、実施区域に、笹類やシダ類などが繁茂（部分的な進入は除く）しておらず、補助事業の完了年度から起算して5年以内に高木となる樹種の進入が見込める箇所において実施すること。 ア～ウ 〔省略〕 （2）〔省略〕 （3）面的複層林施業の一環として更新伐を実施する場合は、面的複層林施業の<u>実施について（令和6年3月29日付け5林整備第925号林野庁長官通知）</u>定める要件や方法により伐採を行うものとする。 2 事業区分 育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進を主体として不用木及び不良木を、立木本数のおおむね<u>20％</u>以上伐採するとともに、施業地外へ搬出集積する施業で搬出材積に応じて下記のとおり区分する。<u>ただし、施行地の面積（除地等により施行地の面積と補助</u>	3 事業の実施方法 ①～⑤ 〔省略〕 <u>〔新設〕</u> 4 ア～エ 〔省略〕 オ 間伐1から<u>9</u>及び間伐（20％）1から2は、11年生から60年生までの林分又は森林経営計画等に基づいて行うものであって市町村森林整備計画に定められる標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分において行う施業とする。 ただし、民有林収穫表における残存本数（3等地）を、おおむね5割上回る森林（別添1）についてはこの限りではない。 （7）更新伐実施基準 1 事業内容 （1）更新伐で行う人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（面的複層林施業の一環として行うものを除く。）をいう。）では、主林木の伐採本数の割合は当該主林木のおおむね50％以下と<u>し、</u>残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができるものとする。 ただし、実施区域に、笹類やシダ類などが繁茂（部分的な進入は除く）しておらず、補助事業の完了年度から起算して5年以内に高木となる樹種の進入が見込める箇所において実施すること。 ア～ウ 〔省略〕 （2）〔省略〕 （3）面的複層林施業の一環として更新伐を実施する場合は、面的複層林施業<u>通知に</u>定める方法により伐採を行うものとする。 2 事業区分 育成複層林の造成及び育成並びに人工林の広葉樹林化の促進を主体として不用木及び不良木を、立木本数のおおむね<u>30％</u>以上伐採するとともに、施業地外へ搬出集積する施業で搬出

改 正 後	現 行
<u>対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。）1ha当たりの伐採木の搬出材積が10m³に満たない間伐については、保育間伐の単価を適用する。</u> [削除] (ア) 更新伐<u>1</u> [省略] (イ) 更新伐<u>2</u> [省略] (ウ) 更新伐<u>3</u> [省略] (エ) 更新伐<u>4</u> [省略] (オ) 更新伐<u>5</u> [省略] (カ) 更新伐<u>6</u> [省略] (キ) 更新伐<u>7</u> [省略] (ク) 更新伐<u>8</u> [省略]	材積に応じて下記のとおり区分する。 <u>(ア) 更新伐1</u> 搬出材積が1ha当たり10m³未満であるもの。ただし、下記（イ）から（ケ）のいずれかの区分による間伐と一体的に行う場合で、施業地全体での搬出材積の合計が1ha当たり10m³を超える場合に限り適用できるものとする。 (イ) 更新伐<u>2</u> [省略] (ウ) 更新伐<u>3</u> [省略] (エ) 更新伐<u>4</u> [省略] (オ) 更新伐<u>5</u> [省略] (カ) 更新伐<u>6</u> [省略] (キ) 更新伐<u>7</u> [省略] (ク) 更新伐<u>8</u> [省略] (ケ) 更新伐<u>9</u> [省略]